

マレーシアのエスニシティと社会 : グローバリゼーションにおける多民族社会

著者	吉村 真子
出版者	法政大学社会学部学会
雑誌名	社会志林
巻	50
号	3
ページ	44-58
発行年	2004-01
URL	http://doi.org/10.15002/00015280

マレーシアのエスニシティと社会： グローバリゼーションにおける多民族社会¹⁾

吉村真子

1. はじめに
2. マレーシア社会の多民族性の歴史的背景
3. プミプトラ政策とマレー系社会
4. 1990年代以降のマレー系社会の変化
5. 外国人労働者とマレーシア社会
6. グローバリゼーションとマレーシア：エスニシティの議論の行方

1. はじめに

マレーシアは、人口2,327万人(2000年)²⁾、マレー(ムラユ)系66%、華人(中国系)25%、インド系8%、その他1%からなるマルチ・エスニック(多民族、多種族)社会である。それぞれのエスニック・コミュニティは、言語(ムラユ語、華語および中国語方言、タミル語、英語など)、宗教(イスラーム教、仏教、ヒンズー教、キリスト教など)、文化、生活習慣などで特徴を持っている。

英領植民地時代に中国人とインド人が移住労働者として流入し、現在のマルチ・エスニック社会の原型ができたが、エスニック集団間の経済格差を背景として1969年の「5月13日事件」が起こり、新経済政策が打ち出されることとなった。そして1970年代以降、マレーシアは輸出指向型工業化を中心とした経済開発を進め、急激な経済成長と社会変化を経験してきた。経済開発を進める中で、マレー系優先の政策を進める政策は、政治のみならず、経済や社会にも、さまざまな影響をおよぼしており、また1980年代以降、労働力不足から増加してきた外国人労働者もあらたな議論を社会にもたらしてきた。

本論文では、多民族社会マレーシアをめぐって、19世紀の移民労働者の流入によるマルチ・エスニック社会の形成、マレー系優先政策、1990年代以降のマレー系の変化、現在の外国人労働者に対する議論など、グローバリゼーションにおける

人の動き、国際労働力移動と社会を中心に、エスニシティと社会について論じていきたい。

2. マレーシア社会の多民族性の歴史的背景

英領植民地時代、1840-90年代に中国人資本によって錫産業が発展し、20世紀初頭にはイギリス資本によってゴム産業が発展し、英領マラヤの二大産業となった。錫鉱山の労働者として中国人（広東省や福建省など）が、ゴム農園の労働者としてインド人（おもに南部のタミル人）がつれてこられ、現在の多民族社会の原型が作られていった。

しかし、マレー人は少数のエリートやスルタンを除いて、その大多数は農村部に住む小農（稲作、ゴムなど）や漁民であり、零細規模のゴム小農として商業作物栽培に関わることはあっても、半島部マレーシアの西海岸を中心に進んだ産業化に疎外される形となっていった。そして、農村部のマレー人に加えて、中国人は鉱山労働者と少数の海峡資本家、インド人は農園労働者と少数の金貸し（チャティエ）といった就業構造が形成された。

独立前のマラヤにおいて、外国人労働者の中国人やインド人はやがて中国やインドに帰る出稼ぎ労働者としての位置付けしかなかった。また彼らの帰属意識も、祖国の中国やインドにより強くあった。エスニック集団同士の関係も、ファーニヴァルの複合社会（plural society）で描かれたように、同じ社会にありながらも最低限の経済的なやり取りを除いて、あまり互いに交流がないことが特徴とされるが³⁾、それは植民地統治において為政者が意図したことであった。

パンコール条約（Pangkor Engagement）が締結された1874年以降の英国統治下で、植民地政府はマレー人の支配階層の特権を認め、マレー人の伝統社会の維持と温存を行いながら、「間接・分割統治」を行った。すなわち、間接統治とは、宗教と慣習法の長としてのスルタンの地位を認めながらも、そのほかの実質的な行政はすべて植民地政府の駐在官や顧問の管轄下におき、実際の植民地統治は植民地官僚が行ったことをさす。そして分割統治とは、マレー人保有地法（Malay Land Reservation Enactment, 1913）などマレー人の保護を行って伝統的社会の秩序を維持することによって、各エスニック集団を分断し、植民地統治をやりやすくしたことをさす。

1942-45年のマラヤ、シンガポールの日本軍政期において、日本軍はそうしたエスニック関係を利用して、マレー人には「大東亜共栄圏」や「アジアの解放」を唱

えて上層部に引き入れて利用した一方で、(同じアジアの同胞であるはずの) 中国人に対しては中国の抗日運動とつながっているとして敵視し、強制的に献金⁴⁾を出させ、肅清を進め、マレー半島の各地で中国人村の住民虐殺⁵⁾を行っている。インド人は英領植民地行政の下部に位置付けられていたこととインド(日本はチャンドラ・ボースを取り込もうとしていた)との関係もあり、日本軍政下でも行政や現地社会の取締りに利用されていた。日本によるこうした植民地統治は、マレー人対中国人というエスニック集団の分断と対立の構図を強め、戦後のマレー系と華人の対立構造を助長することとなった。

戦後、英領植民地政府は、「マラヤ連合(Malayan Union)」案を打ち出すが、スルタンの権限縮小と市民権を含めて全住民の平等の権利を特徴としたために、マレー人が反対し、植民地政府はマレー人の意向を入れて、スルタンの行政権を認め、非マレー人の市民権付与を制限する「マラヤ連邦(Federation of Malaya)」案を提示し、1957年の独立時の憲法につながっていった。

こうした過程で、マレー人は自らの特権とエスニシティについての意識を強めていくこととなった。他方、マラヤ連邦案に対しては、非マレー人を中心に全マラヤ共同行動評議会(All-Malayan Council of Joint Action)が結成され、反対運動もあったが、マラヤ連邦の成立により、運動は停滞している。

華人コミュニティについては、1949年に初の全マラヤ規模の華人の政治組織としてマラヤ華人協会(Malayan Chinese Associationもしくは馬華公会:MCA)が結成され、マラヤ志向の性格を持って、英領植民地政府と協力して、華人コミュニティの統合を進めていった。華人コミュニティの中でも、英語派はマラヤの志向性が強く、華語派は中国本国に対する親近感が強いとも言われるが、中華人民共和国の成立や1950年代の「非常事態(Emergency)」の状況などを背景として、華人の帰属意識は中国からマラヤに大きくシフトしていった⁶⁾。

3. ブミプトラ政策とマレー系社会

英領植民地時代に形成された「農村部のマレー系、鉱山労働者と商工業の中国系、ゴム農園労働者のインド系」という図式は1957年の独立後も変わることはなく、エスニック分業ともいえるべき就業構造は、エスニック集団間の所得格差を生み出した。

マレーシアでは、1970年代以降、新経済政策(New Economic Policy:NEP, 1971-1990)、国家開発政策(National Development Policy:NDP, 1991-2000)、

国家展望政策 (National Vision Policy : NVP, 2001-2010) と経済開発計画が実施されてきた。

マレーシアの経済開発計画は、経済成長をテコに社会の発展をめざしているが、エスニック集団間の所得格差を是正するために、雇用・資本所有、許認可、教育など経済・社会面でマレー系を優先することを特徴としている。

そうした政策をとるきっかけとなったのは、1969年の「5月13日」事件である。同事件は、エスニック集団間の所得格差を背景として起こっており、マレーシア政府が「新経済政策」を打ち出す契機ともなった。

「5月13日」事件とは、1969年5月10日に実施された下院議員選挙と州議会議員選挙において華人系政党の民主行動党 (Democratic Action Party : DAP) やマレーシア民政運動党 (Gerakan Rakyat Malaysia : GRM) の議席が伸び、首都クアラ・ Lumpur でそれを祝う華人の若者たちの祝賀行進と、統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation : UMNO) 支持のマレー系とが衝突し、それが全国に広がっていった事件である。マレーシア独立以来の最大の事件で、マレー系と華人のエスニック集団対立が表面化し、エスニシティの議論を抜きにマレーシアの経済問題は考えられないという認識を生み出し、新経済政策の策定のきっかけとなった⁷⁾。

新経済政策は「国民統合 (National Unity)」を実現するために、①「貧困の根絶」、②「社会構造の再編成」を目的として、エスニック集団間の所得格差の是正のために、マレー系優先の性格を持ち、そのためブミプトラ政策とも呼ばれている。ブミプトラ (Bumiputera) とは、ムラユ (マレー) 語で「土地の子」の意であり、おもにマレー系や先住民 (Orang Asli) を指している。

同政策は、歴史的に低所得の農業部門に滞留してきたマレー系住民を工業部門や商業部門に優先的に組み入れることによって、マレー系の経済的地位を向上させようという政治的背景を持っている。そして同政策の下、資本所有、雇用のほか、教育、事業などの許認可、土地・住宅の取得とローン、貸付金等々のあらゆる分野でマレー系に有利な割り当て制度や特権が設けられた。とくに株式資本の所有はマレー系3割 (非マレー系マレーシア人4割, 外国人3割)、雇用も人口のエスニック比率を反映することが望ましいとされ、雇用のマレー系優先はマレーシアの労働力構造を大きく変えていくこととなった。

しかしながら、マレー系を優遇する政策は、新経済政策から急に始まったわけではない。マレー系優先の法的正統性は、マラヤ連邦が独立した1957年に制定され

た現マレーシア憲法の第153条「マレー人およびサバ、サラワク原住民に対する公務員、許認可等に関する割り当て制の保留 (Reservation of quotas in respect of services etc. for Malays and natives of Sabah and Sarawak)」に関連する条項文に依拠している⁸⁾。英領マラヤ時代のマレー人保留地についても、現行憲法の第89条に規定されており、商工業など近代部門では1965年、68年のブミプトラ経済会議 (Bumiputera Economic Congress) で、政府の直接介入による商工部門へのマレー系の参加の促進が決議されている。つまりブミプトラ経済会議で提起されていたことが、新経済政策において、より明確に厳密に打ち出されたこととらえるべきだろう⁹⁾。

4. 1990年代以降のマレー系社会の変化

経済発展と社会変化にともなって、都市部を中心として「新しい中間層 (New Middle Class (es))」が台頭してきた¹⁰⁾。マレーシアの新中間層の台頭に関しては、新経済政策下のマレー系の近代部門への就業の増加により、新中間層におけるマレー系の増加が大きな特徴となっている。資格認可を要する専門職におけるマレー系の増加、マレー系における賃金雇用の比率の増加も大きな背景となっている。

しかし1981-2003年の長期にわたり首相をつとめたマハティール・ビン・モハマドは、マレー系の専門職の育成、中所得層のマレー系などマレー系の中間層の生成は十分には進んでいないとみており、新経済政策を単なるマレー系優遇と誤解して、政府に依存しているマレー系もいるとしている¹¹⁾。

こうしたマレー系中間層とは別に、「新しいマレー (Melayu Baru)」というコンセプトもでてきている¹²⁾。この「新しいマレー」というのは、「マレー系としてのアイデンティティと展望、さらに自らの役割を明確に自覚するマレー系」であり、ここで打ち出されているのは、『マレー・ディレンマ』で描かれたマレー系とは打って変わった、劣等感や従属感を克服した、自信を持つマレー系 (にならねばならぬとする主張) である。マレー系は自覚を持って主体的に努力することによって潜在能力を生かし、国際化と競争化に立ち向かわなければならない、というのである。このコンセプトがでてきた背景には、マレーシアが目覚ましい経済成長を遂げたこと、マハティールの首相としての強気の発言をはじめとして国際的にマレーシアが注目される機会も増えたこと、また新経済政策のもとで優遇措置を享受してきたマレー系の若い世代を中心に意識もかなり変わってきていること、など、グローバリゼーションにおけるマレーシアの状況が大きく影響している。

また、1980年代以降には、政治・経済面において影響力を持つ官僚やビジネスマンなどマレー系エリートの台頭に注目して、政治家など旧来のマレー・エリートとは異なる性格を持つとして、「新しいマレー」とする政治・経済面の議論もある。とくに E. T. Gomez の一連の研究は、マレーシアの政治や経済における利権や腐敗の金権政治の構造と関連して彼らの存在を論じている。

またスルタンの権限の規制のための憲法改正も行われ、スルタンの利権、ジョホールのスルタンの子息による暴力事件といったスキャンダルへの反発など、世論や政治状況によって、イスラームの擁護者として、またマレー系価値の象徴としてのスルタンの不可侵性は絶対のものではないことが示されている。

1997年の通貨・経済危機は、マレーシア経済にとって大きな打撃であった¹³⁾。またそれを契機として UMNO 内部で党内の権力争いが激化し、アンワル・イブラヒム副首相が解任、逮捕（権力乱用、同性愛などの容疑）された。アンワルの取り調べの際の警察による暴力などもあり、政府を批判する声がマレー系からも起こり、アンワルの妻ワン・アジザらが国民正義党（KeAdilan）を立ち上げた。1999年の総選挙では、政府の与党連合である国民戦線（Balisan Nasional : BN）に対抗して、野党の民主行動党（DAP）、汎マレーシア・イスラーム党（Parti Islam Se-Malaysia : PAS）、マレーシア人民党（Parti Rakyat Malaysia : PRM）、国民正義党（KeAdilan）が、代替戦線（Balisan Alternative : BA）として野党連合を結成して、共同キャンペーンを行った。

総選挙時、TV やラジオ、新聞などは政府与党連合 BN の大キャンペーンを張っており、マレーシア航空（MAS）など企業 CM もマレーシア（やマレーシア人）の可能性や能力を称えるなど明らかにキャンペーンの一部として連携していた。他方、BA は野党のネットワークや口コミで集会などを各地で展開した¹⁴⁾。

選挙結果としては、与党連合 BN が下院の 3 分の 2 以上の議席を確保したために、BN の勝利として現地や日本のメディアでは報道されたが、マレー系が多い選挙区で PAS や KeAdilan が議席をとるなど、マレー系がもはや UMNO を支持するとは限らないことが明らかになってきた。1980年代後半以降、イスラームを党是として掲げる PAS に対するマレー系の支持は拡大していたが、アンワル事件はマレー系社会の分裂を顕在化する大きなきっかけともなったし、民主化を訴える野党勢力の象徴ともなっている¹⁵⁾。

2001年9月11日の米国多発テロ¹⁶⁾の後、政府はテロによる暴力を批判すると同時に、アルカイダや東南アジアを中心に活動するイスラーム「過激派」ジェマー・

イスラミア (JI) と関係しているとして、PAS ともつながりの深いマレー系青年らを逮捕している。また、(日本の治安維持法に似た性格を持つ) 国内治安法 (Internal Security Act : ISA) によって、野党運動家を逮捕、拘束するなど、米国多発テロ以後の状況を政治的に利用していることも指摘できよう。

4. 外国人労働者とマレーシア社会

マレーシアは、1980年代以降、労働力不足が集中した建設業、農業、家事サービス、製造業など、労働条件の劣る低賃金・不熟練労働において、外国人労働者の「不法就労」が社会問題化してきた。そしてマレーシア政府は1988年以降外国人就労の許可登録を進めてきた。マレーシアではさまざまな分野で外国人労働者に依存する構造になっており、1990年代には未登録 (Undocumented, いわゆる「不法 (illegal)」) 就労者も含めて200-300万人の外国人労働者がマレーシア国内にいたと推計される。1996年には外国人労働者の登録認可が100万人規模になったため、外国人労働者への過度の依存が懸念され、マレーシア政府は外国人労働者の削減の方針を打ち出している。

通貨危機の経済停滞と雇用不安から、政府や世論は雇用におけるマレーシア人優先を主張した。政府は外国人労働者の新規雇用の申請の凍結や賦課金の引上げなどで外国人の雇用を抑え、それと並行して、外国人の不法滞在・不法就労の取締りを強化した。そして1998年1-8月で207,946人、98年9-10月で13万人、同年11月前半で4.6万人が帰国 (おもにインドネシア) した¹⁷⁾。一般に超過滞在には3,000リンギットの罰金と1,000リンギットの帰国費用がかかるが、政府のアムネスティ (恩赦) プログラムでは罰金が科せられないために、同プログラムは不法就労外国人が帰国費用だけで帰国できるというメリットもあった¹⁸⁾。

しかしながら、そうして外国人労働者が本国に送還される一方で、経済危機と政治的混乱に荒れるインドネシアからマレーシアに出稼ぎに来ようとするインドネシア人も多く、不法入国が問題となった。たとえば、マレー半島の海岸に夜の闇に乗じてボートで乗り付けようとするインドネシア人が何百人もインドネシア側で待機しており、また東マレーシアのサバ州とサラワク州にはインドネシアのカリマンタン側からジャングルを通過して国境を越えてくるインドネシア人の数は一日当たり数百人に上るとも言われた。

マレーシアで外国人労働者の需要は依然として高く、不況であっても従来から人手不足が集中する不熟練職種・業種にマレーシア人は就かないとして、外国人労働

者の契約更新と新規雇用の認可を求めて、雇用者団体は政府に訴えていた。そうした業界団体の要請に対して、政府もほかの部門からの採用や既存の労働者の更新を認めるなどの対応をし、そして経済の回復とともに規制を緩和している。

また外国人家政婦（domestic helper）については、1997年8月下旬にマレーシア政府が外国人家政婦の新規の雇用申請を停止すると公表したときには、労働力不足対策として女性の就労を奨励している政府の政策と反し、女性の社会進出を妨げるものとして反発や批判が多く、9月初めには停止の方針が撤回された。いまや外国人家政婦はマレーシアの中流家庭の生活を支え、ゆとりある都会的な生活スタイルを維持するために不可欠な存在となっており、また外国人家政婦を持つことが一種のステータス・ファッションともなっている¹⁹⁾。

1997年の不況により、もっとも大きな打撃を受けた部門は、メガ・プロジェクトの停止などの影響を直接に受けた建設業であった。同部門の労働者の多くが外国人労働者である。しかも建設業では雇用されている外国人労働者がきちんと登録されていないこともあり²⁰⁾、労働者の半数が登録されていなかったケースもある²¹⁾。また建設業にしても製造業にしても、外国人労働者を契約の更新をせずに帰国させた場合には、経営者側は解雇の報告対象にも含めないため、解雇の人数にも現れていない。

2002年2月には、外国人の雇用に関して、雇用期間・手続きの見直しや健康診断の義務化がなされ、また新たにその出身国に規制が出された。マレーシアの外国人労働者はインドネシア人が中心であるが、今後はそれを半減していくとの方針が出され、タイ、カンボジア、ネパール、ミャンマー、ラオス、ヴェトナム、フィリピンからの労働者は製造業、サービス業、建設業、エステート（プランテーション）とそのほかの農業で就労が認められるが、ウズベキスタン、トルクメニスタン、カザフスタンからの労働者は製造業、サービス業、建設業、インド人はエステート産業のみでの就労が許可される。

不熟練労働者として登録されている外国人労働者は、2002年末現在で、84.7万人²²⁾である。2002年8月の移民法改正にあたっては、外国人労働者の未登録（「不法」）就労や雇用に対する罰則の厳格化による鞭打ち刑の導入など、国際的に批判されたが、移民法の改正前の2002年3-7月のアムネ스티措置で、推計100万人の未登録（不法入国・不法滞在・不法就労）の外国人労働者が駆け込みで帰国している。

また、外国人労働者の医療費やその子どもの教育など公的負担や外国人によるト

ラブルや犯罪の増加など、ネガティブな側面を指摘するものも少なくなく、労働力不足によって外国人労働力を利用することを必要悪ともいう声もある。

労働人口に占める外国人労働者の比率は、1995年の10%、1997年の13%から2000年には8%に下がっているが、政府は外国人労働者への依存をさらに下げていく方針である。しかしながら、外国人労働者の雇用の背景には、労働条件の劣る不熟練労働（日本でいう、いわゆる「三K（きつい、汚い、危険）」）の職種・業種を避ける傾向が若年層にあるなど、マレーシアの経済成長と生活水準の向上による人々の意識の変化も指摘できる²³⁾。そうした背景を考えると、単に外国人労働者の雇用を規制すればいいということではなく、構造的な対策が必要である。

5. グローバリゼーションとマレーシア：エスニシティの議論の行方

経済のグローバル化は、国境を越えた形でのモノ（貿易）、カネ（投資など）、ヒト（労働者など）、情報・サービスの動きを進めている。

マレーシアは、長い歴史のなかで、貿易や外からの投資、そして外国人労働者・移民などの人の動きを経験してきた国である。英領植民地時代には、錫とゴムの輸出に依存し、米などの食料もシャム（タイ）やビルマなど近隣諸国から輸入していた。そして錫産業の華僑資本、（1912年以降は次第に）英系資本、ゴム産業の英系資本など、産業構造も外国資本に独占されていた。

1980年代以降、ようやく産業構造も資本所有の構造も変化してきたが、電子・電気製品（一次産品ではパーム・オイル）の輸出が経済の中心であり、貿易の品目は製造業品に変わったとはいえ、貿易への依存度は高く、米国や日本の好況・不況が直接影響する構造である。

ヒトの動きについては、かつて英領植民地時代に外国人労働者として入ってきた中国人とインド人は、いまやマレーシア人として労働市場に存在し、逆にかつてマレーシアを自由に移動していたはずのインドネシア人がいまや出稼ぎの外国人労働者としてマレーシアに位置づけられているのである。

インドネシア人は、古くからマレーシアに大勢が渡ってきており、インドネシアとマレーシアとの交流の歴史も長く、マレー語の使用やイスラーム教の信仰など、文化・生活習慣面での共通性も大きい。しかしその点で、インドネシア人の問題は、政治問題としての性格を潜在的に含んでいる。すなわち、インドネシア人はマレー語を話すイスラーム教徒でエスニック集団としても類似しており、マレーシアのエスニック分類では「ブミプトラ（マレー系）」に入る。そうした背景から、エスニ

ック集団の利害がしばしば対立するマレーシアの政治の世界においては、インドネシア人のマレーシア定住は「ブミプトラ（マレー系）勢力の拡大」の将来的可能性として懸念されており、エスニック比率を意識する非マレー系政党の反発もあり、政府も単純に外国人労働者の受け入れを口にできない状況がある。

マハティール首相（当時）が、ある演説の中でマレーシア社会のマルチ・エスニシティにふれた際に、「マレー系、インドネシア人、華人、インド系」という順番で述べ、マレーシア人である華人やインド系を先に言及すべきではないかという非マレー系の反応もあった²⁴⁾。

1991年にマハティール首相が発表した「展望 2020年（Wawasan 2020）」では、2020年までに先進国の仲間入りをするということとともに、「Bangsa Malaysia」としてマレーシア国民の創出が謳われたことが注目された。すなわち、「肌の色や信条にかかわらず、すべてのマレーシア人がそれぞれの習慣、文化、信仰を自由に実践、表現し、ひとつの国民として帰属意識を持つような寛容な社会の構築」が課題のひとつとして掲げられている。この「Bangsa Malaysia」に対しては、非マレー系からの歓迎の声も多いが、政府が唱えた背景には経済成長に民間資本も含めて非マレー系の資源を動員しようとする政治的意図がある。

華人系野党 DAP は結成以来、「マレーシア人のマレーシア（Malaysian Malaysia）」と唱えてきたが、その違いや意図も含めて議論は 1990 年代もここ数年も議論になっている。

どういうコンセプトであろうと、その言葉どおりでなく、つねに政治的意図が問われるのがマレーシアなのである。

しかしながら 1990 年代において、①教育現場での華語学習、華語・タミル語学校の存続の法的保障、②海外の高等教育機関や華人対象の大学の設置、③マレーの価値の象徴であるスルタンの権限規制、④イスラームの地位等に関する議論の解禁など、各エスニック集団の文化の位置づけにかかわるような変化が指摘されている²⁵⁾。また、華語の習得がビジネス・チャンスにつながるとして、マレー系やインド系が子どもを華語学校に通わせるといったケースも出てきた。華人の対中投資も単なるノスタルジーだけではない。

さまざまなエスニック集団の利害や要望が調整されてきたケースもあるし、グローバリゼーションや社会の変化に対する対応でもあるだろう。

マレーシアにおいて、1969年の「5月13日事件」はマレーシアのエスニシティ認識やエスニック集団の関係において依然として決定的なものをもっており、1970

年代以降もエスニック集団間の対立や摩擦が表面化すると、そのたびに、「5月13日事件」が言及されてきた。

たとえば、言語・教育問題は非マレー系にとって（エスニック集団としての）最大の政治課題であるが、1987年には華語学校の校長に華語のできない者が任命され、華人コミュニティが反発し、大きな問題となった（華語小学校事件）。また1997-98年の通貨・経済危機の際には、インドネシアのように混乱に乗じて華人商店が襲われるのではないかと、といったうわさや懸念が広がった。

またここ数年でも、クアラ・ Lumpurにおけるインド系とマレー系の住民の喧嘩から、実際の事件以上に緊張感が高まったこともあった。このインド系とマレー系の事件において指摘されたのは、マレーシアのエスニック構造がつねにマレー系対華人という図式で表されるために、インド系の存在が覆い隠されがちであることに加えて、都市部の低所得者層に対する対策が欠けているのではないかという側面であった。

マレーシアにおいては、こうした状況もふくめて、エスニック問題として表れた問題も、実は政治的な性格や経済的な背景をはらんでいることもあり、所得格差や貧困の問題はエスニック問題としてではなく、階層や地域格差として見るべきであろう。マレー系優遇によって利する者がいる一方で、そうした利益を享受していない者もいるとして、同じマレー系の中からも不満の声も出ている。またマレーシアの政治に対して、金権政治として、政治エリートや政党、ビジネスとの癒着の構造も指摘されている²⁶⁾。ブミプトラ優遇と言いつつも、非ムスリムの先住民は疎外されているとの指摘もある。マレーシアは、マルチ・エスニック社会としての歴史と伝統があるため、文化・宗教・言語・生活習慣の異なる住民に対する許容度は高くあるべきである。それにもかかわらず、1999年総選挙の際の与党連合側のキャンペーンのように、野党が伸びたら「5月13日事件」やインドネシアのような華人襲撃が起こるといった、摩擦や対立の構図が強調されるとしたら、それは不幸なことであろう。今後、マレーシアで、それぞれのエスニック集団がそれぞれの文化・宗教・言語・生活習慣を尊重しつつ、ひとつの社会としての調和を作り上げていくことが目指されていくことを望みたい。

注

- 1) 当論文は、2003年9月29-30日に早稲田大学で開かれた日仏クロック「グローバリゼーション、国家、共同体：アジアの視点から」での発表論文をもとに、加筆訂正した

ものである。同コロックにおける報告と議論については、主催の早稲田大学日仏コロック事務局および坪井善明教授、およびパリ国立政治学院の研究者などの参加者に感謝したい。

- 2) Malaysia (2001), Table 4-1, p. 89. ただし、人口には市民権のない者も含まれているが、エスニック比率はそれを含まずに計算している。
- 3) ファーニヴァルの議論の内容とその評価については、吉村真子 (1992) を参照されたい。
- 4) 日本軍が強制的に課した 5,000 万ドル「奉納金」については、資料として李業霖編 (2000) がある。なお、この献金問題および賠償問題に関する馬來西亞中華大会堂 (マレーシアの華人協会) の見解については、吉村真子 (1998a) を参照されたい。
- 5) マラヤにおける日本軍による中国人虐殺については、林博史 (1992), 戦争犠牲者を心に刻む会 (1989), 高嶋伸欣ら編 (1989) などを参照されたい。
- 6) 原不二夫 (1993) は、華人の意識変化の表れについて、①「新村」における MCA の救済活動, ②中国共産党支持の華人諸組織の消滅, ③華語紙における「祖国」「わが国」の対象の変化, ④華人学校における変化, を指摘している (原不二夫 (1993); 金子芳樹 (2001), 55-56 頁)。
- 7) 吉村真子 (1998b), 15-16 頁。
- 8) 堀井健三 (1989), 13 頁。なお, Means (1972) および 堀井健三 (1989) は, マレー系優先の歴史的形成の過程についてまとめている。とくに Means (1972) は, マレー系の特権を経済開発戦略の一環として捉えた論文である。
- 9) 吉村真子 (1998b), 18 頁。
- 10) いわゆる「旧中間層」が伝統的商業の担い手や英領植民地化の下級官僚によってイメージされるのに対して, 新中間層は経済成長のなかで台頭してきた, 一定の経済的・社会的・文化的行動様式を共有する比較的高所得の集団であり, 低所得集団や高所得集団とは異なる行動様式を持つ集団である。具体的には, 中小企業の経営者, 大企業の間管理職, 弁護士・医師・会計士など専門職, 技術者, 教師, 看護師・司書などの準専門職, 事務職, 営業・販売・サービス職, 公務員 (公共部門の中・上層) など, おもにホワイトカラーや専門・技術職など第 3 次産業を中心とした職業がふくまれよう (吉村真子 (2000a), 184 頁)。
- 11) *New Straits Times*, 1 January 1988; *Business Times*, 5 March 1997; *The Star*, 5 March 1997; *The Sun*, 5 March 1997.
- 12) Muhammad Haji Muhd Taib (1996), ただしマレー語版は 1993 年に出版されている。
- 13) 当初, マハティール首相 (当時) は, マレーシアの通貨リングギットの急落と株式市場の混乱について, 海外からの投機的な投資 (ヘッジ・ファンド, ジョージ・ソロスなど)

に対する批判的発言を繰り返し、逆にマレーシアの市場に対する反発を招き、通貨・株価がともに下落した。Malaysia の通貨危機と政府の対応については、Jomo (2000) などを参照されたい。また通貨・経済危機のマレーシア社会への影響については吉村真子 (2003) を参照されたい。

- 14) 総選挙時、筆者は 1999-2000 年のマラヤ大学の招聘講義のために、現地に滞在していた。
- 15) アンワル・イブラヒムについては、欧米のメディアを中心に、「強権主義的なマハティール首相に対抗する民主化の旗手」というイメージが作られているが、彼は学生時代にマレーシア・イスラーム青年運動 (ABIM) の指導者として台頭してきたが、1982 年以降、マハティール首相とともに歩んでおり、金権政治の体質としては大差なかったと筆者は見ている。
- 16) 2001 年 9 月 11 日、筆者はマレーシアで調査滞在中であったが現地の報道は日本や欧米とは異なり、イスラーム社会としての視点が見受けられた。
- 17) Ministry of Home Affairs, Malaysia ; Ishak Shari et al. (1999), pp. 38-39.
- 18) Ishak Shari et al. (1999), pp. 38-39.
- 19) 吉村真子 (2000b), 206-207 頁。
- 20) 外国人労働者の雇用が認められているにもかかわらず、登録を行わずに外国人に「不法」就労をさせるのは、①不法就労ならば賃金を低く抑えられ、②登録や社会保障費など費用の節約ができ、③宿舍などの施設も最低限で済み、④正規の採用・登録の時間がかからず、⑤登録すると 3 年間の契約で調整が不便、⑥登録しても労働者の定着は不確実、などの直接のコストの削減 (①~③) と労働力の調整 (④~⑥) の問題がある (吉村真子 (1998b), 47 頁)。
- 21) 吉村真子 (1998b), 47 頁。
- 22) Immigration Department 提供のデータ。
- 23) 外国人労働者の導入とその部門の仕事の分析については、ケース・スタディとして吉村真子 (1998b) の第 3 章、第 5 章、および吉村真子 (2000b) を参照されたい。
- 24) 1996 年 (筆者は現地に調査滞在中) のマハティール首相 (当時) のマルチメディア・スーパーコリドー開設の TV 演説において。
- 25) 金子芳樹 (2001), 314-315 頁。
- 26) Gomez (1990); Gomez and Jomo (1997).

《参考文献》

〈一次資料：統計・政府刊行物など〉

Malaysia (2001), *Eighth Malaysia Plan 2001-2005*. Percetakan Nasional Malaysia Bhd., Kuala Lumpur.

Ministry of Finance Malaysia. *Economic Report, various issues*. Percetakan Nasional Malaysia Bhd., Kuala Lumpur.

Ministry of Human Resources, Malaysia, *Labour and Manpower Report, various issues*. Percetakan Nasional Malaysia Bhd., Kuala Lumpur.

〈新聞〉

Malaysian Business

New Straits Times/Sunday Times

The Star/Sunday Star

The Sun/Sunday Sun

Utusan Malaysia

〈研究書, 論文〉

Gomez, Edmund Terence (1990), *Politics in Business : UMNO's Corporate Investments*, Forum Enterprise, Petaling Jaya.

Gomez, E.T., and Jomo K. S. (1997), *Malaysia's Political economy : Politics, Patronage and Profits*, Cambridge University Press, Cambridge.

Ishak Shari (2000), 'Economic Growth and Income Inequality in Malaysia, 1971-95.' *Journal of the Asian Pacific Economy* 5 (1/2) : 112-124.

Ishak Shari et al. (1999), 'Social Impact of Financial Crisis : Malaysia.' Report submitted to the United Nations Development Program, Kuala Lumpur (unpublished).

Jomo K.S. (ed.) (2000), *Malaysian Eclipse : The Economic Crises of 1997-98*. Zed Books, London.

Jones, Sidney (2000), *Making Money Off Migrants : the Indonesian Exodus to Malaysia*. Asia 2000 Hong Kong and CAPSTRANS Wollongong, Hong Kong.

Means, Gordon P. (1972), "Special Rights as a Strategy for Development : The Case of Malaysia," *Comparative Politics* (October).

Muhammad Haji Muhd Taib (1996), *The New Malay*, Visage Communication, Petaling Jaya.

Ragayah Haji Mat Zin, Lee Hwok Aun and Saaidah Abdul-Rahman (2002), 'Social Protection in Malaysia,' in E. Adam et. al. (eds.) (2002), *Social Protection in Southeast and East Asia*, Friedrich Ebert Stiftung, Singapore : 119-169.

Syed Husin Ali ed. (1984), *Kaum, Kelas dan Pembangunan/Ethnicity, Class and Development Malaysia*, Persatuan Sains Social Malaysia, Petaling Jaya.

- 李業霖編 (2000) 『“奉納金” 資料選編』 華社研究中心, Kuala Lumpur.
- 小野沢純 (1988) 『マレーシアにおけるエスニシティ問題へのアプローチ』 東京外国語大学
海外事情研究所, 研究報告 47, 3月。
- 小野沢純 (2000) 「マレーシアの経済危機への対応と課題」 『アジア経済危機と各国の労働・
雇用問題：模索する改革の方向』 第2章, 日本労働研究機構。
- 金子芳樹 (1996) 「マレーシアにおける同化主義と多元主義：民族関係の変換と統合手段の
選択」 『国際問題』 437号, 8月。
- 金子芳樹 (2001) 『マレーシアの政治とエスニシティ：華人政治と国民統合』 晃洋書房。
- 戦争犠牲者を心に刻む会編 (1989) 『日本軍のマレーシア住民虐殺』 東方出版。
- 高嶋伸欣・林博史編・解説 (1989) 『マラヤの日本軍』 青木書店。
- 鳥居高 (2003) 「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」 『アジア研究』 第49巻第1
号, 1月。
- 林博史 (1992) 『華僑虐殺：日本軍支配下のマレー半島』 すずさわ書店。
- 原不二夫 (1993) 「戦後のマラヤ華僑と中国」 原不二夫編 『東南アジア華僑・華人と中国：
中国帰属意識から華人意識へ』 アジア経済研究所。
- 堀井健三編 (1989) 『マレーシアの社会編成と種族問題：ブミプトラ政策20年の帰結』 アジ
ア経済研究所。
- 吉村真子 (1992) 「東南アジアを見る視点」 『社会労働研究』 第39巻, 第1号, 7月。
- 吉村真子 (1998a) 「日本軍政下のマラヤのエステートの村民：ジョホール州における終戦
50年後のインタビューより (4), ならびに全体解説」 『社会労働研究』 第44巻第3・4
号, 3月。
- 吉村真子 (1998b) 『マレーシアの経済発展と労働力構造：エスニシティ, ジェンダー, ナ
ショナルリティ』 法政大学出版局。
- 吉村真子 (2000a) 「クアラルンプルの就業構造と社会の変容」 生田真人・松澤俊雄編 『ア
ジアの大都市 [3] クアラルンプル/シンガポール』 第7章, 日本評論社。
- 吉村真子 (2000b) 「マレーシアの経済発展と外国人労働者：エステートのインドネシア人
労働者」 森廣正編 『国際労働力移動のグローバル化：外国人定住と政策課題』 第6章,
法政大学出版局。
- 吉村真子 (2003) 「マレーシアにおけるソーシャル・セーフティ・ネット」 『アジアのソーシ
ャル・セーフティ・ネット』 第6章, 勁草書房。